

高浜町生涯学習コーディネーター研修受講料補助金交付要綱

令和4年5月20日高浜町教育委員会告示第15号

改正 令和7年3月31日高浜町教育委員会告示第5号

(目的)

第1条 この要綱は、高浜町内の生涯学習の推進に積極的に関わる人材を育成するため、生涯学習コーディネーター研修の受講料の一部を補助することについて、高浜町補助金等交付規則(平成15年高浜町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる研修)

第2条 補助金の対象となる研修は、文部科学省認定社会通信教育「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」(以下「研修」という。)とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号にいずれも該当する者とする。

- (1)高浜町内に住所を有する18歳以上の者で、生涯学習の推進に積極的に取り組む意欲のある者
 - (2)年度内に全ての研修内容を修了した者
- 2 前項の規定にかかわらず、受講料について他の補助を受けている者は、補助対象者とならない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、研修の受講料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、34,000円を上限として予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高浜町生涯学習コーディネーター研修受講料補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 町長は前条による申請書を受理したときは、速やかにその内容等を審査し、こ

れを適当であると認めるときは、高浜町生涯学習コーディネーター研修受講料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、研修を修了した日から30日以内に高浜町生涯学習コーディネーター研修受講料補助金実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1)修了証書(写し)または最終課題のレポート提出が確認できる書類
- (2)受講料を支払ったことが分かる書類(写し)
- (3)その他町長の指示する書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条による報告を受けたときは、その内容を審査したうえで交付すべき補助金の額を確定し、高浜町生涯学習コーディネーター研修受講料補助金交付確定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の補助金の額の確定を受けた者は、高浜町生涯学習コーディネーター研修受講料補助金交付請求書(様式第5号)により、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に給付した補助金の全部もしくは一部の返還を求めることができる。

- (1)偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定をうけたとき
- (2)前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適當であると認めるとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。